# 平成26年度第1回新居浜市地域包括支援センター運営協議会 議事録

1 開催日時 平成26年7月17日(木)14:00~15:30

2 開催場所 市役所3階 応接会議室

3 出席者

委員:浅井委員、岸委員、沖委員、神野委員、続木委員、土岐委員、西原委員、松井委

員、宮内委員、山内委員、山本委員(11名)

事務局:地域包括支援センター 所長・高橋、副所長・亀井、係長・佐々木、係長・越智、

保健師・佐崎、介護福祉課長・藤田

## 4 会議内容

- (1) 平成25年度地域包括支援センター事業実施報告について
- (2) 事業の進捗状況について
- (3)介護保険法改正について
- (3) その他
  - ①高齢者虐待対応専門チームについて
- 5 傍聴者 0人

## 6 議事録

# 会長

ただいまから、平成26年度第1回新居浜市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。 会議に先立ちまして、新しく委員になられた方をご紹介いたします。近藤前委員の 後任として、6月1日付けで、新居浜市社会福祉協議会の神野事務局長に委員に就 任していただきました。

それでは、神野委員さんには、自己紹介をお願いします。

《神野委員あいさつ》

会 長

神野委員さん、ありがとうございました。

なお、新居浜市国民健康保険運営協議会より当運営協議会の委員に就任していただいておりました妻島委員におかれましては、平成26年3月31日付けで当運営協議会の委員を退任されており、その後は欠員となっております。新居浜市国民健康保険運営協議会からの後任者の推薦は、9月ごろと伺っております。

それでは、次に、委員の出席状況をご報告いたします。

本日の会議は、委員数13名に対し、出席委員11名で、新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第6条の会議の成立要件であります過半数以上の出席を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りますが、委員の皆様の忌憚のない活発なご意見 をお願いいたします。

まず、議題の(1)「平成25年度地域包括支援センター事業報告」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

「平成25年度地域包括支援センター事業報告」

資料1・2により説明

会 長

ありがとうございました。ただいま事務局から「平成25年度地域包括支援センター事業報告」についての報告がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。

委員

資料1の介護保険(介護予防)のパンフレットを3000部作って配布したということですが、一部どれくらいのコストがかかるのか、配布先、配布方法の実態はどういう形なのか。それと、資料2の予算決算の関係ですが、歳入、歳出あるいは特別会計と一般会計、全般を通じて予算と決算を見ますと13%くらい予算が余っている。こういう状況になっているが元々の予算編成にあたって甘さがあるのではないか。事業予定が縮小されたために、残ったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

事務局

物忘れ相談手帳の一部の制作コストについては今手元に資料がございませんので、 また後で確認して報告したいと思います。【事後確認…1 冊の単価 19.8 円でした。】

配布先については、地域ケアネットワーク推進協議会の中で民生委員、見守り推進 委員、地区社協の委員等にお配りしたり、新居浜市介護支援専門員連絡協議会の主任 ケアマネ部会でお配りしたり、当センター相談窓口に認知症関係で相談に来られた時 にお渡しするといった配布の仕方をしております。

予算決算の余剰額のご指摘については、予算編成にあたって見込の甘さがあり反省材料になると思っています。ただ、その中でどうしても余剰額が発生する費用もありまして、例えば、地域包括支援センターの管理費等については前の年の職員体制で人件費を予算編成するのですが、年度を超えますと、人事異動等で対象人数、人件費が当然変わってきますので、毎年年度の途中で増減の補正を行っております。その結果によって発生するものなのでこれについては致し方ない部分もあると思っております。総合相談権利擁護事業費、これについては講演等の講師への旅費や報償費を予算として確保しているのですが、昨年実施した講演や講習会の時に、講師料や旅費が発生しなかった講師を呼んだ経緯がありその分が余ったということであります。介護相談員派遣事業については、20名定員のところ18名しかいないので、その分の報償

費が余ったということになります。介護予防事業費については、24年度は足りなかったため補正予算で対応した経緯があり、逆に25年度はちょっと余りすぎたということで、26年度については非常にシビアな査定になっており、26年度についてはそれほど余剰する見込は今のところございません。

会 長

ありがとうございます。ほかにご質問ありますか。

委 員

今、資料1で説明がありました事業については、数量的なことを中心にご報告を頂 いたのですが、今日別刷りで配布された「介護予防事業 平成 25 年度実施結果及び 平成 26 年度実施計画」の25年度の実績と、こちらの結果はおそらくつながってい るのではないかと思います。数量的に何人来た、ということ以外に事業効果をきちっ と評価されているのですから、これを説明していただければ私達はとてもよくわかり ます。例えば、神郷でありましたしゃっきりレッスンには何回か私も訪問しましたが、 かなり地域の高齢者の健康作りとか介護予防活動に役立つ活動として、地域包括支援 センターが力を入れて実施されたと思っています。そういう地域包括支援センターの 活動を繋いでご報告いただけば、私達も地域包括支援センターがすごく頑張っている なとよくわかりますし、これだけの仕事をするのだったらもっと人がいるなと、そう いう判断もできます。後からご報告いただくのかもしれないが、実績報告なので繋い で意味付けしたらよくわかったかなと思います。もし後で、26年度計画だけをご説 明するために25年度を参照するということで使うとしたら非常に残念で、内容的に 有効だった事、事業効果というものをきちんと出されて課題も出ているので、連動し て説明があれば理解できてよかったという感想もあります。けれど、まとめていただ いたことは意味があるので、また後ほどでもいいが実績報告の質的な部分ということ で是非お話しいただいて、それが次年度の予算とか色んなことにも繋がるということ で、応援する意味で、大切な事業効果をご紹介いただければうれしいなと思いました。

事務局

説明の仕方が悪くて申し訳ありません。

資料3及び今日お配りした「介護予防事業 平成25年度実施結果及び平成26年度 実施計画」資料もとに、昨年度末の会議で評価報告をするようご指摘があったので、 後で、介護予防の取り組みについて報告させていただきます。

委員

資料1の高齢者虐待の件数が23年度から、24年度、25年度と減っている。減ったから良いとか悪いとかは別として、減っている背景に何が考えられるのか、もし地域包括支援センターの方で簡単な分析なり検証をされているのなら、どういう風なお考えをお持ちなのか聞かしていただきたい。というのも、虐待というのは、身体的虐待もさることながら、経済的虐待、いわゆる年金を本来もらうべき人の所へ行かずに息子や娘が生活のため、道楽に使う、これも虐待の一つ例として考えられます。私共の所に、成年後見の絡む経済的虐待の相談がけっこうな頻度で寄せられてきています。私の受ける相談の件数がそこそこ伸びているのが実感としてあるので、ここに書

かれている高齢者虐待の相談件数は逆に減っていることについて、どういう背景が考えられるのか、お考えがあるのならお聞かせください。

## 事務局

高齢者虐待の相談件数については、たしかに昨年、一昨年と減ってきており、落ち着いてきている印象があります。ただ、これについて詳しい検証はできていないというのが正直なところです。なぜ少なくなったか検証するのが、困難なところもあります。推測の域を出ないので申し訳ないのですが、平成22年、23年の相談件数が37件、36件と多かったのは、虐待というのは長きにわたって行われている場合があり、過去に継続された虐待事例が22年、23年あたりに相談ケースに結びついてカウントが増えたのではないだろうかと思うところがあります。

## 委 員

例えば人権擁護とか、人権問題は非常に根強いものがあって、経済的な虐待を含めた高齢者虐待は、たくさんあるのが実態だろうと思います。私もいろんなお話を聞くので、何とかしなくてはならない問題をよく聞いている。資料の数字は、相談に来られたケースであり、むしろ、警察とかいろんな人権を扱っているところで調査しても、実態が出ていると思うので、実際の発生件数は年々増えていると判断しています。

## 委 員

当たっているかどうかわからないですが、虐待のことが非常に取りざたされるようになって、ボランタリィにされているところ、弁護士、司法書士会などいろんな相談窓口や問題解決のための資源が新居浜で少しずつ増えているとしたら、自治体が全てを引き受けていた時代よりは、地域包括支援センターの相談件数は落ちていく可能性があると思います。市民にとっての虐待対応の社会資源がどういう風に分散してあるのか実態を一度調べてみると、トータルな数に対して受け皿として対応できているかどうかがわかると思います。新居浜市の虐待対策っていうのが広域的になり、ケアマネの判断力も高くなってきているとか、精神神経科の医師の相談対応も出来るようになったとか、多様なものがあって、虐待の窓口が地域包括支援センターー本でないということも関与しているのかなと思ですが、どうですか。

## 委 員

実はそう思っています。この資料では減っているけれど、自分の所に寄せられるケアマネや市民の方からの相談は増えています。窓口が増えたから、件数が分散化しているということもあると思います。それでも、虐待が表面化しているのはまだ氷山の一角だと思います。今後、もし地域包括支援センターとして、虐待の定義も含めてどういうものが虐待にあたるか人権意識をきちんと市民に伝えるためにも、成年後見と特に表裏一体の部分もあるので、虐待や成年後見の事について市民講座というか研修、啓蒙活動みたいなものが積極的にされることになれば、もっと裾が広がって虐待を受けている方々が救われるのではないのかなと思います。この辺は、今後の地域包括支援センターの取組みに期待します。

会 長

ありがとうございます。各委員のご意見をふまえてまたよろしくお願いします。 それでは、次に、議題の(2)「事業の進捗状況」について、事務局から説明をお 願いします。

事務局

「事業の進捗状況」介護予防事業 別紙資料、資料3により説明

会 長

ありがとうございました。ただいまの事務局から説明について、ご意見ご質問はございませんか。

委員

こうして一覧にしてみると、新居浜市という特色があろうかと思います。社会資源も多いので、委託事業がとても多いということがわかります。先ほどの報告の中でも、実施後の評価、課題に出たことが、これから課題であったときに、この26年度にはそれが解決できる見通しがあるのか、永遠に課題のまま終わってしまうかということを考えたときに、委託事業についても実施後の評価報告をどうするのか、一緒になって評価をするという地域包括支援センター側のアクションがないと、そのまま何人したという数値は出てくるが、質的な評価が難しい。委託をするということは投げるということではなく、業務に協力をしていただきながら共同でそのあとの評価をするということだから、そういう意味で全部が全部は忙しくてできないとしたら、何か少しでも委託した事業が本当に成果を得ているかどうか、そのためには委託の前に評価計画を共有して一定の様式を作るとか、そういうことによって評価をされると、次年度は一歩前進ということになる。課題が未解決のままにならない方がよいと思いましたので、そのあたりを是非皆さんでお考えいただいて、課題解決に具体的な方向性が見いだせたらよいと思います。

事務局

それぞれの事業の評価については、委託の場合、委託事業所それぞれで事業の結果を出しておりますが、それぞれの様式で出しているので、事業所が変われば、それを評価するのにまたこちら側で読み取って、データを組み替えて、評価することをしなければ、なかなか横並びで評価するのは難しいところがあります。ご指摘があったように、そのあたりのことも次年度に向けては考えていきたいと思っています。

委 員

あまり難しい様式を作るととても事業所が大変だが、松山市は10ヶ所ある地域包括支援センターを全て委託しています。その10ヶ所の委託先がばらばらの仕事をして出してきた時に、ある事業所の分にはこの項目があり、ある項目はこっちにはないということで、松山市全体を把握するということが難しかったために、皆さんで協議をして様式を工夫されて、これなら書けるというレベル、あんまり難しいことではなく、事業所の忙しい中でも出せるっていうものを一緒に話し合って作られた。そうすることで、仕事に活かされ、手ごたえも委託先の地域包括支援センターにもあるし、

市にも蓄積できるものがあるのかなと思います。

会 長 ありがとうございます。

事務局「事業の進捗状況」地域ケア会議開催計画

資料4により説明

会 長 資料4について、何かご質問ありませんか。

それでは、議題(3)「介護保険法改正」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 | 介護保険法改正」

委 員

資料5により説明

会 長 ありがとうございました。ただいま事務局から「介護保険法改正」について説明が ありましたが、ご意見ご質問はございませんか。

委員 話題提供としてなんですが、通所介護の事業所やヘルパー事業所は、自分たちの仕事がなくなるのではないかという不安も抱えつつ、介護人材をこれから確保できるのかとか色んな問題を抱えながら、見守っているという状況である。大きな生活支援という枠組みでみるのであれば、就労の人たちと話し合いをしているが、訪問販売とか、県の方で共同受注の話し合いが進んでいる、そういう先進地が徳島にあるとか、新しい買い物を代替するサービスであったり草引きだったり、本当に生活そのものを支えている中に就労支援の人達も入ってこられないか、というお話を頂いたりして、色んなところで地域支援事業と上手くコラボしていけるかということを話し合ったりしています。何もかもが地域包括支援センターっていう風になってくると、人もいりますし、自治体の力量が問われる、脅しのような文言ですが、本当に大変だと思います。運営協議会の中でも、私達がどんなことを発信して、包括支援センターを支援していけるのかというところでも、私達も勉強していかなければいけないと思います。

愛媛県も8月以降計画を策定しているという段階にきています。その中で、自治体の裁量、その地域に合った形でと言いますが、これほどのもろ刃の剣はないと思っています。先ほど、東予地域の四市で相談するということですが、事業所の利用コストは、四市で相談されて基準化する方が隣の町でも利用できるという意味ではいいが、例えば今治市の様に島しょ部をたくさん抱えているところは、インフォーマルなNPOを探しても、どこにもないとか、そういう非常に弱小な所がある。新居浜市の様に比較的民間事業体も豊富、財政力指数もまあまあ高い方で、しかも団塊の世代の人が結構これから新居浜市は多いと思う。そういうところを意図的にボランタリィなものとか資源開発とかをしておかないと、ここに書いてある通りのことがなかなかできな

いと思います。新居浜の特色は、想像ですが、企業に勤めていた方が、定年退職後にどうにかこうにか食べていける、だけど仕事はないよ、という様な資源がたぶんあるのではないか、そこが農業地域との違いですよね。そういう方達に呼びかければ、何か充実した10年が過ごせるのではないかと思う。計画的にやらないと、3年はあっという間に来てしまう。松山とか西条もそうだろうが、特に都市型の所は、仕事が済んで年金暮らしの方が結構おられると思うので、そういう方の元気とか、地域貢献とか計画的に、行政そのものも考えて作れると、たぶん成功例として報告できるようなものができるのではないかと思います。

#### 委員

ちょうど、近所周りが60歳過ぎの、もう完全に定年しますっていう人達は、まだまだ余力がある人が多いので、そういうボランティア形式で何かできたらいい。学校の前のあいさつ運動とかあるかな、でも顔がもう怖いおじさんになっているので学校の前にはちょっと行けないかな、という人もおいでるので、そういうシステムがあると参加しやすいように思います。

## 委 員

サロンも、ヤングオールドとオールドオールドの流れの中で、ヤングの方がサロンのサポートをし、もう体力のない方はサロンに来て楽しめばいい。社協とか民生委員がお世話しているサロンが県内に非常にたくさんあるので、その方達の知恵とか技とかそういうのを使っていく仕組みを、地域によってはサロンの中でも行われているので、歳を取らないとサロンにいったらいかんと思わずに、行くところを作っていく、そういう仕掛けも必要なのかなと思っています。自分もいずれそうなるというのを目前にして思うのですが、是非ガイドライン頼みにならずに、新居浜らしさを創出していただいたらと思います。

#### 事務局

一つ一つ積み上げていくしかないと思っていますので、新居浜の特色を活かして地域で生き生きと生活できる様な仕組み作りに取り組んでいきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

## 委 員

厚生労働省が示している、介護予防給付の要支援1、2が別の制度に移ってゆくということですが、認定審査会に関わっていて心配しているのが、要介護と要支援になるのではかなり違ってくるので、認定審査の公平性の担保というのが必要だと思います。不平不満が出ないよう十分に検討していただけたらと思います。

#### 委 員

少し現場の話をさせていただくと、要支援 1、2の中にも、介護保険を便利に使っている、役に立つサービスではなくて、ヘルパーをお手伝い代わりに使っているとか、 段階的に要支援は 1、2に分かれていたりとか、それから生活援助を少し削られたり とかいう中で、ちょっと歪んで使っている部分を修正できてきた部分が、実は結構現 場にはあるかなと思います。ヘルパー同士でも整理をしているのは、訪問介護の大変 さの中身は、作業として大変な部分と、専門性を実行していくのが大変な部分、これが一緒くたになって話し合われて、ヘルパーは大変なのだとなっているので、そこを分けたシートを作って勉強会にもっていこうかなとしているところです。ですから、遠慮なく先生の信じられた判定を言っていただけたら、現場としてはそんなに大きく誤差が生じている様子は無いと自分の主観ですけれど感じています。

委 員

介護・支援が出て、現場の方が押さえているのは非常によくわかるのですが、結局 いちばん最初のスタートのところ、いわゆる判定点の最初の土台ですね、一番下の所 が揺らいだら、上が全て傾いてしまいますので、いちばん最初のところがしっかりし ておかないと後が、現場の方が一生懸命頑張られているので、最初が狂うとなかなか うまくいかないという可能性もあります。

会 長 ありがとうございます。28日に合同審査会がありますので、その中でもそういう 話を出していただけたら良いと思いますのでよろしくお願いします。¥

それでは、議題(4)の「その他」の①「高齢者虐待専門チームについて」事務局 から説明をお願いします。

事務局 「高齢者虐待対応専門チームについて」

資料6により説明

会長 「高齢者虐待対応専門チームについて」何かご質問ご意見ありませんか。

事務局

一応、新居浜市の場合、介護福祉課と包括支援センターは非常にうまく連携が取れていて足並みをそろえて対応できていると思っています。弁護士に相談する場合は、新居浜市と契約している顧問弁護士に相談したケースもありますし、そちらの方でも対応が可能だとゆうところもありますので、今のところ取り立てて、必要性はないのですが、今後契約については費用がかからないので、契約して必要な場合に利用できるようなことは引き続き検討はできるかなと思っております。

会 長 今のところで契約が無いのは、新居浜、西条、宇和島ぐらいですかね。弁護士さんですけど、いま増えてきています。新居浜でも昔は2事務所ぐらいだったが、今は6~7事務所になっています。弁護士の費用については交渉次第で、安くもなるかなと思います。結構こちらが呼びかければ対応してくれるのではないかなと、またその辺も検討していただきたいと思います。

委員 新居浜市にも顧問弁護士みたいな方がいると思うが、弁護士といっても専門分野があると思います。少なくとも虐待対応専門職チームに所属している弁護士は、愛媛弁護士会の中の虐待という弁護士会の中で組織化されたところにいる弁護士なので、プ

ロ中のプロだと思っている、そのような方々に法的なアドバイスを頂けるのはかなりメリットがあると思っている。急な派遣が難しいということですが、たしかに難しいと思うが、なんとかこれまでもやってきていると聞いていますし、金額面も確かに一万五千円と安い金額ではないが、その辺はお互いの歩み寄りがあるかもしれないので、積極的にこういうことはお互い資源として、パイプを繋いでおくということもあっていいかなと思っています。契約だけに関しては、決してお金がかかるわけではない、まずは契約からということで、スタートを切ってもいいかなと思っています。20市町中13市町で、新居浜がないというのは残念な気もするので、契約から始めてみたらどうかと思います。あともう一つ、新居浜市の職員の方々が、決して消極的だとは思っていない。虐待の研修会が7月初旬にあったが、そこにも新居浜市の職員があれていたし、去年愛媛県で高齢者虐待防止学会があったが、そこにも新居浜市の職員の方々が多数参加されていた。ということで、個人個人が高い研修意欲があるということを踏まえると、それが仕事につながっていくためには、次につながるステップをきちんと確保していくということで、契約だけはしておく方が今後のためにはいいかなと、個人的には思います。

会 長 ありがとうございます。委員さんの意見を踏まえてまた検討をお願いします。

委 員

県の組織として作っているが、できれば新居浜の生活者の状態を知っている人が弁護士会から参加したり、社会福祉士会から参加して、判断が市の中の人材でできればいいのかなと思います。宇和島から急に来てもらって助言を得るときは、個別の人には助言できるが、そのエリアの中で暮らすためのアドバイスは地元の方の意向が大事になるので、弁護士や社会福祉士が県の組織に入って勉強して、新居浜で虐待予防の展開ができるとなれば、この会を通すも良し、地元で新居浜市の虐待予防ネットワークをそういう方達で構成するのも良し、という二つの方法を使うことができると思います。偉い人に来てもらうのも大事だが、その後続けて来てもらうことはなかなかできないので、キャッチボールのミットで受ける人が地元にいないと成功しないと思うので、その辺はせっかく委員さんのようにふさわしい方がおられるし、社会福祉士も何人もおられると思うので、そういう土台作りをしながら、委託はするならするが、したから安心ではないと思います。

会 長

それでは、その他、委員の皆様から何かご質問ご意見はございませんか。

ありがとうございました。それでは、予定しておりました議題はすべて終了いたしました。長時間にわたりまして、熱心にご協議いただきましてありがとうございました。これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。